

一般社団法人 長崎県社会福祉士会
生涯研修センター設置規程

規程第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規則第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づき、社会福祉士の専門性の向上のため、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）の生涯研修センターの組織及び運営等に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

(生涯研修センターの設置)

第 2 条 本会は、生涯研修制度を運用するため本会内に生涯研修センターを設置する。

2. 生涯研修センターの事務局は、本会定款第 2 条に定める主たる事務所に置く。

(センター長)

第 3 条 生涯研修センターにセンター長を置く。センター長は本会会長とする。

2. センター長は、生涯研修センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第 4 条 センター長は、生涯研修センターの日常業務を統括するため副センター長を置くものとする。

2. 副センター長は 2 名とし、委員会担当理事から指名された担当理事及び事務局長とする。

(組織)

第 5 条 生涯研修センターは、センター長のもとに、次に掲げる組織で構成する。

(1) 生涯研修部

(2) 事務局

2. 生涯研修部は生涯研修部長のもとに、次に掲げる委員会で構成する。

(1) 基礎研修委員会

(2) 各種研修委員会

(3) 社会福祉士養成支援委員会

3. 事務局には、生涯研修制度を運営するために担当職員を配置する。

(事業)

第6条 長崎県社会福祉士会生涯研修センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉士会の生涯研修制度の広報啓発に関すること
- (2) 基礎・専門課程のプログラム開発と評価に関すること
- (3) 基礎研修課程の企画運営に関すること
- (4) 専門課程（共通研修・分野研修）の企画運営に関すること
- (5) 会員の研修履歴の管理に関すること
- (6) 研修課程の修了認定に関すること
- (7) 認定社会福祉士研修認証に関すること
- (8) その他生涯研修の目的に沿うこと

(生涯研修制度の体系)

第7条 生涯研修制度の体系は、社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規則第8条に定める内容とする。

(庶務等)

第8条 生涯研修センターの庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、生涯研修センターの運営に関し必要な事項は、生涯研修センターで決定し、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。